

2 県協号外
令和 3 年（2021 年） 3 月 30 日

県内 N P O 法人代表者 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

長野市の感染警戒レベルの引き上げについて（依頼）

長野圏域においては、3 月 18 日に感染警戒レベルを 4 に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、長野圏域における直近 1 週間（3 月 22 日～28 日）の人口 10 万人当たり新規陽性者数は 22.15 人（陽性者 117 人、うち長野市 101 人）と、その前週の 16.28 人（陽性者数 86 人、うち長野市 70 人）、前々週の 7.76 人（陽性者数 41 人、うち長野市 38 人）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、感染経路不明の事例が多数確認されているほか、医療機関や高齢者施設における陽性者の確認などのリスクの高い事例もみられます。

また、長野圏域については、圏域外の医療機関にも 20 人を搬送している状況となっているほか、北信ブロック（長野圏域及び北信圏域）における 3 月 28 日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は 68.5%となっており、北信ブロックの医療提供体制は逼迫しつつあります。

このため、現在、レベル 4 として特別警報 I を発出している長野圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な長野市について、当面 4 月 9 日までの間、感染警戒レベルを 5 に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報 II」を発出することを決定しました。

つきましては、別添のメッセージについて、御承知いただくとともに、引き続き、貴組織における感染防止対策に万全を期してください。

また、関連する情報は、県ホームページに掲載していますので参考にしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kyodo/coronavirus.html>

担 当	県民文化部県民協働課協働・N P O 係 保科千丈（課長） 菅沼 淳（担当）
電 話	026-235-7189（直通）
F A X	026-235-7258
E メール	kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

長野市の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年3月29日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

長野圏域においては、3月18日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、長野圏域における直近1週間（3月22日～28日）の人口10万人当たり新規陽性者数は22.15人（陽性者117人、うち長野市101人）と、その前週の16.28人（陽性者数86人、うち長野市70人）、前々週の7.76人（陽性者数41人、うち長野市38人）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、感染経路不明の事例が多数確認されているほか、医療機関や高齢者施設における陽性者の確認などのリスクの高い事例もみられます。

また、長野圏域については、圏域外の医療機関にも20人を搬送している状況となっているほか、北信ブロック（長野圏域及び北信圏域）における3月28日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は68.5%となっており、北信ブロックの医療提供体制は逼迫しつつあります。

さらに、全県に目を向けると、直近1週間（3月22日～28日）の人口10万人当たり新規陽性者数は9.27人（陽性者数189人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の割合は20.5%（89/434床）となっています。

県としては、県民の皆様にご協力をお願いするとともに、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めてきましたが、長野圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル4として特別警報Ⅰを発出している長野圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な長野市について、当面4月9日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

2 長野市における県の対策強化について

長野市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。長野市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、「年度末・年度始め（3/20～4/9）を迎えるに当たっての知事メッセージ」に沿った対応を徹底するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

なお、今後必要に応じて対策を追加する場合があります。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請するとともに、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します
- ③ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します

(事業者への協力要請)

- ④ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します
- ⑤ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(事業者への支援)

- ⑥ 市と連携し感染拡大の影響を受ける事業者の支援を検討します

(集中的な検査の実施)

- ⑦ 高齢者施設・飲食店の従業員等に対し積極的な検査を行います

(公共施設の休止等の検討)

- ⑧ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、長野市に対しても検討を要請します

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

長野市にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が長野市を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないように、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

〔高齢者や基礎疾患のある方等

65 歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満 (BMI30 以上) の方

- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請するとともに、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

長野市にお住まいの方や訪問される方に、密な室内での大人数 (概ね 1 メートルの距離が取れない程度の人数) での飲食、長時間 (概ね 2 時間超) に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。(自宅や職場等も含む。会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にいただき、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。)

また、長野市にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう引き続き協力を要請します。

- ③ 感染拡大地域等への訪問の自粛について協力を要請します

長野市にお住まいの方に、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、感染拡大地域* (宮城県、山形県、東京都、大阪府、沖縄県) 及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域 (埼玉県、千葉県、神奈川県) への訪問の自粛について協力を要請します。〈該当地域は R3. 3. 29 現在〉

(特措法第 24 条第 9 項)

また、感染拡大地域及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域からの長野市への来訪についても、できるだけ控えていただくようお願いします。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県

④ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

長野市内の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

⑤ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

長野市において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1000人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様へ、県への事前相談の徹底を求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

⑥ 市と連携し感染拡大の影響を受ける事業者の支援を検討します

地域経済を活性化するために長野市が行う事業者支援の取組への支援を検討します。

⑦ 高齢者施設・飲食店の従業員等に対し積極的な検査を行います

感染事例が多く発生している高齢者施設や飲食店等の従業員等に対し、積極的な検査を実施し、重症化リスクが高い高齢者や飲食店における感染拡大の封じ込めを図ります。

⑧ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、長野市に対しても検討を要請します

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策の徹底を行います。長野市に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。